

非正規雇用フォーラム・福岡



発行；非正規雇用フォーラム・福岡

福岡市博多区千代4丁目29-51

『働く人のハンドブック』の活用、求職の利便性を高めるためのシステム整備、ブラック企業対策としての経営者教育等を要請

◎福岡県労働政策課との懇談会を開催◎

8月25日福岡県議会棟2階第4会議室で、福岡県労働政策課との懇談会を行いました。初めに、紹介議員である大橋県議と非正規雇用フォーラム・福岡を代表して泉野幹事があいさつを行いました。労働政策課から、県内の雇用情勢、正規雇用促進企業支援センター、「わかジョブ・ふくおか」、高校における職業教育及び就職支援、若者の「使い捨て」が疑われる企業への対応、子育て女性の就労支援センター事業、県内保育所の現状等について説明が行われ、2015年度新事業の進捗状況、若年者の就労支援対策、労働教育の実施状況、女性の就労支援事業推進の考え方等を柱に意見交流を行いました。なお、当日は、大橋・渡辺・佐々木3県議に参加をいただき、県からは労働政策課、新雇用開発課、子育て支援課、男女共同参画推進課、高校教育課、私学振興課の9人、非正規雇用フォーラムからは永元事務局長をはじめ7人の参加がありました。懇談の概要は次の通りです。

フォーラム意見・提案

労働者教育に『働く人のハンドブック』の活用を

「子どもたちが社会に出るとき何が大切かを押さえておくことが大事だ。そのためのわかりやすいツールの提供が重要ではないか。」「連合ユニオンに、『雇用契約を知らない。』『解雇といわれ、すぐに了承した。』『残業はやめたくてもやめさせてもらえない。』『朝5時から夜まで15時間労働を強いられる。』等々の相談が寄せられた。不当な労働条件に声をあげるためには知識が必要だ。『働く人のハンドブック』のポケット版が作成できないか。労働政策課と高校教育課のどちらがリードしてすすめていくのか。」「ブラックバイトなど、労働講座を受けない限り知らないだろう。生徒一人ひとりに行き渡る労働者教育にとりくむことが肝心ではないか。」

労政課回答・提案

「予算の関係があるが、『働く人のハンドブック』はわかりやすいものを作成したい。」高校教育課から、「労働教育というカリキュラムはない。3年間の計画を立て、教科指導、また学校にハローワークや卒業生を招いての特別活動などを通してさまざまなとりくみが行われている。現在、双方向性の学習にもとりくみ始めている。」と回答があり、大橋県議から、「その際、『働く人のハンドブック』を活用すればよい。」

ブラック企業対策として経営者教育を

「ブラック企業が増えているが、年度を越えて同じ企業が指導対象としてあがっていることはないのか。」

「ブラック企業対策として経営者教育が必要だ。公共事業から排除することを制度として設けてほしい。」

労働経営セミナーで経営者教育をすすめている。できることとできないことを整理してとりくみたい。

正規雇用促進企業センターのとりくみに積極的フォローアップを

「雇用促進アドバイザーとはどのような人たちか。開設して5か月が経つが何社から相談があったか。正規化できた262人の内訳はどうなっているのか。支援にはフォローアップが重要で、技術継承や人材確保ができたなど情報提供も必要だ。県のとりくみとして他県へのPRにもなるので積極的にすすめてほしい」

社労士や雇用管理担当者などを名簿搭載し企業の相談ニーズに応じている。企業の人材確保に向けたセミナーなど、374社を支援した。正規化できた262人の内訳は48人が非正規から正規への転換、214人が新規での採用となっている。企業の協力が必要であり、定期的にフォローアップを続けていきたい。

保育士は専門性が高いのに賃金が安いのは問題

子育て支援課回答

「正規雇用しないと保育士の人材確保は難しい。保育士について労働条件の実態調査や評価制度はあるのか。」「保育士の賃金で、公立と私立の格差、そして正規と非正規の格差が明らかになっている。専門性が高い職業であるのに賃金が安いのは問題だ。」

第三者評価を受けると補助金を受けられる制度もある。積極的に受けることをすすめている。保育士は体力の問題があり、一度辞めると再就職が難しい現状がある。賃金は年々上がっている。負担軽減のために補助員の配置も進めている。

求職の利便性を高めるためのシステム整備を

「ウーマンワークカフェ北九州の範囲を広める予定はあるのか。」「求職の利便性を高めるためのシステム整備が考えられないか」

ハローワークと県の2者でのとりくみはあった。ウーマンワークカフェのように市を入れて3者は初めてなので経過を見ながら今後活かしたい。今は実務者レベルの会議を毎月1回行い、うまく運んでいる。資格欄・PR欄への記入や技能検定などの公的証明の制度がある。しかし、各社ごとに違いがあるので一般化していない。求職者の基本情報の共有はすすめているが、個人情報なのでオープンにするのは難しい。ジョブカードについては国でインフラの整備がすすめられている。一人ひとりに応じた支援に尽力し、企業との仲だちに力を入れたい。

同一労働同一賃金について

「同一労働同一賃金問題の情報はないか。」

「国では今年中にガイドラインを作成する予定になっているが、まだ具体的な内容は示されていない。正規と非正規の格差をどう説明するか、一定の格差がある場合の目安が示されるのか。それらは判例の積み重ねで整理されていくのではないかと考えている。」

最後に、大橋県議が、「懇談を通して、県と私たちが目指す方向性は同じであることを確認することができた。一歩でも半歩でも問題解決のためのとりくみを前進させていきたい。」と結び、懇談会を終了しました。

第2回県議会議員との懇談会を開催

県との懇談会に先立ち7月21日、大橋、堤、渡辺、佐々木4県議の参加を得て、第2回県議会議員団との懇談会を開催しました。2016年度の福岡県労働政策課との懇談会をどのようにすすめるかについて協議しました。

■「ハンドブック」で最低限知っておきたいことを伝えたい

永元事務局長が最初に「労政課との懇談では、就労支援を柱に議論を続けてきた。また、昨年は卒業していく生徒たちに『ハンドブック』を配布することを要望した。しかし、配布は就職希望の生徒に限られている。予算にかかわるので、難しい問題だった。」と昨年の懇談会を振り返り、大橋県議からは、「『ハンドブック』の配布は県予算全体で考えたら財政的には可能はずだ。」、堤県議からは「『ハンドブック』にブラックバイトの件も盛り込んだら配布しやすくなるのではないか。ブラックバイトに関する事項も載せるよう要望すればよい。」、渡辺県議からは、

「『ハンドブック』で働く人が知っておきたい最低限のことだけでも伝えられるようにしたい。」と提起がなされました。

■ブラック化した社会の中で必要なのは主権者教育だ

鬼塚幹事が、「ユニオンでは学校できちんと労働者教育が行われたらよいのにと議論してきた。就職の問題だけでなく、中退や離職の問題もかかわって労働者教育は重要な課題だ。」、鬼塚幹事が、「ブラック企業はもはや社会問題化している。必要なのは主権者教育だ。しかし、主権者教育がからむと、政治的中立性から批判が出る可能性がある。それでも、企業に不都合な人間は育てないというのはおかしい。」と述べました。これに対し、大橋県議から、「ブラック企業対策としても労働者教育は重要である。しかし、労政課だけでは難しい。高校教育課の参加も得てすすめていきたい。」と懇談会の持ち方についての提起がなされました。

■それぞれの分野でとりくむことで変化は生まれてくる

鬼塚幹事が、「経済格差は広がっているのに、行政側は求人倍率が上昇していることを持ち出してよしとする。しかし、何の解決にもならない。国と違って働く現場に近い県段階で、問題解決のためにどういうとりくみができるのか。」と現状への疑問を述べました。これに対し、渡辺県議から、「議会質問で、教員の非正規問題を取り上げ、正規率を上げるとの回答を得た。10年計画での採用予定が出されたのだ。非正規のどこを正規にあげるのか。数字を出させ、スポットをあててとりくんでどうか。それぞれの分野でとりくむことで変化が生まれるのではないか。」ととりくみの方向性が示されました。

■総花的なことでも要請しつつ、的をしばって成果につなげたい

無認可保育所はひどい状況にあり、子どもの人権も保障されない実態があるとの無認可の実態に対し、渡辺県議から「総花的なことでも要請しつつ、保育士のベースアップや環境改善など、的をしばって成果につながることをやりたい。」、堤県議から、「認可保育所については、保育士に関する統計が市町村レベルで把握ができていますので出してもらうことは可能だ。無認可保育所について、職員一人で何人の子どもを担当しているのか等、その実態を県に認識してもらうためにも調査をしてもらうことが必要だ。」と提起がなされました。

第2次安倍政権の労働政策

弁護士 服部 弘 昭

1. 第2次安倍政権は、労働政策や労働法の概念を全面的に改悪しようとしている。そのための手法として、労働者の代表を排除した上で経済財政諮問会議、日本経済再生本部、産業競争力会議、規制改革会議を立ち上げ、各種の規制緩和策を検討し、答申や報告書を出し、その結果を労働政策審議会や国会審議に押し付けてきた。その根本的考え方は、自民党憲法改正草案に明記された新自由主義的な構造改革路線であり、多国籍企業大企業最優先の経済政策に基づくものである。
2. ところで、安倍政権は、この間ブラック企業を育成してきたと言って良いだろう。
ブラック企業には、労働基準法を脱法する様々な手口がある。
 - ① ブラック企業は、まともーに残業代を支払わない。長時間残業をさせて、労働者を酷使し、時には労働者がうつ病になったり過労死しても残業代を支払わないのがブラック企業である。ブラック企業は、労働者が成果を上げていないとか（成果主義）、労働者に能力がないから長時間残業をせざるを得ないとか（能力主義）、果ては、金のために働いているのかとか脅し（精神主義）、うちでは労働基準法の適用がないとか（開き直り主義）広言してはばからない。
 - ② ブラック企業の別な手段としては、固定残業制度を使う方法である。どんなに残業しても「わが社の給与体系には月80時間の残業代金が含まれている」といったやり方である。労働者が気づかない間に、給与明細の基本給欄などを勝手に書き変えて、いつの間にか固定残業制度を採用していると言い出す会社もある。

③ 更には、管理監督者制度を使う手口もある。管理監督者制度は、労働基準法に定めがあるが、これは、会社の幹部クラスの社員が対象であって、経営者と一体といえる大きな人事権限や勤務時間の自由度が与えられている立場にある労働者だから、労働基準法の残業制度を適用しなくてもよいとされている。

ところが、ブラック企業は、人事権限も勤務時間の自由度も全く与えていない店長や課長、部長などを勝手に監理者（管理職と間違いやすい！）と命名して、「お前は監理者だから労基法でも残業代を支払わなくても良いのだ」などと言っている。こうしたいわゆる「名ばかり監理者」が日本では横行している。

④ もう一つの方法は、裁量労働制を使う手口である。

管理監督者のほかに、労働基準法が残業代に関する法規を適用しなくても良いとしているのが裁量労働制である。これは、建前では、労働者に働き方の自主性がある、働く時間や場所などを労働者が自由に決めることができ、会社が一々管理することがなじまない労働者に限っては、一定時間を働いたこととみなして、残業代を支払わなくても良いという制度である。しかし、この裁量労働制で働いている労働者は、一定時間、例えば、8時間では仕事がとても終わらずに長時間残業を強いられているのが実態である。つまり、裁量労働制の下で働いている労働者の大多数が実際の残業時間を只働きしているのである。

⑤ そして、究極的なブラック企業は、労働者に起業させるという手口をとる。一人一人の社員を独立させて、労働契約ではなく、民法上の業務委託契約や請負契約を結びやり方である。

営業マンなどを独立させてブラック企業の営業車を賃貸して、商品の販売や荷物の配送を業務委託するという手口である。九州各県でも最近こうした報告が多くなってきている。実際には、労働者が売り上げから営業車の賃料とガソリン代等、更に、会社の収益分を差し引きするとほとんど収入がないという実態が報告されている。会社は、労働者が労働者でなく「社長」だから、雇用保険料も労災保険料も支払わなくても良いことになる。また、労働者は「社長」になったのだから、労働法による保護は一切受けられなくなる。つまり、過労死しても、自己責任であるということである。

3. それでは、第2次安倍政権の労働政策は、本当にブラック企業を育成してきと言えるだろうか。

安倍政権は、昨年9月に派遣労働法を改悪して、一部の例外を残してすべての職種に派遣労働を拡大した。しかも、派遣労働者を代えさえすれば永久に派遣労働者を受け入れることができる制度を作り出した。また、企画業務型の裁量労働制の範囲を大幅に拡大し、かなりの営業職にまで裁量労働制を適用できるようにした。

更に、安倍政権は、次の労働法の改悪を狙っている。

① 解雇の金銭解決制度を導入して、不当に解雇された労働者が裁判所に訴えて「解雇は違法無効」との判決を勝ち取っても、会社が金さえ支払えば労働者を会社から放逐できるように企んでいる。解雇の金銭解決制度があれば、労働組合員などはどんどん金銭支払いで会社から締め出すことができる。

② 限定正社員制度を導入して、仕事内容や勤務地、労働時間などが限定された正社員制度をつくり、それに合わせて簡単に解雇できるルールを作ろうとしている。限定正社員制度があれば、限定された部門や営業所を閉鎖すれば解雇が正当となってしまう、簡単に労働者の首を切ることができる。

③ ホワイトカラー・エグゼンプションを導入して、一定年収以上の労働者については、労働時間のルール（1日8時間、週40時間のルール）から対象外にしようとしている。ホワイトカラー・エグゼンプションは、まず、1000万円位の労働者からはじめて、すぐに、年収400万円位の労働者にまで拡大しろと経済界は安倍政権に圧迫をかけているし、もちろん安倍政権はやる気満々である。

4. 今年6月2日、安倍政権は、「ニッポン一億総活躍プラン」で「長時間労働の是正」と言い出し、また、「同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善」を掲げた。しかし、安倍政権の基本政策が規制緩和、つまり労働法の撤廃であるから、このような施策は、7月の参議院選挙に向けたリップサービスと考えられた。事実、安倍政権の「働き方の未来2045：一人ひとりが輝くために」懇談会は、参議院選挙後の8月には、労働諸法（労働基準法、労働契約法、労災保険法等）を早急に廃止し、全ての労働者を原則として事業者、「社長」とみなして、企業と働く者の間の法律関係は民法上の業務委託契約や請負契約で処理すべきだと言いつけている。ブラック企業の極みの政策を打ち出してきた。

いよいよ安倍政権は、労働法敵視破壊政策を現実化し始めた。